

第2部 第2次江田島市自殺対策計画

第1章 江田島市自殺対策計画の概要

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

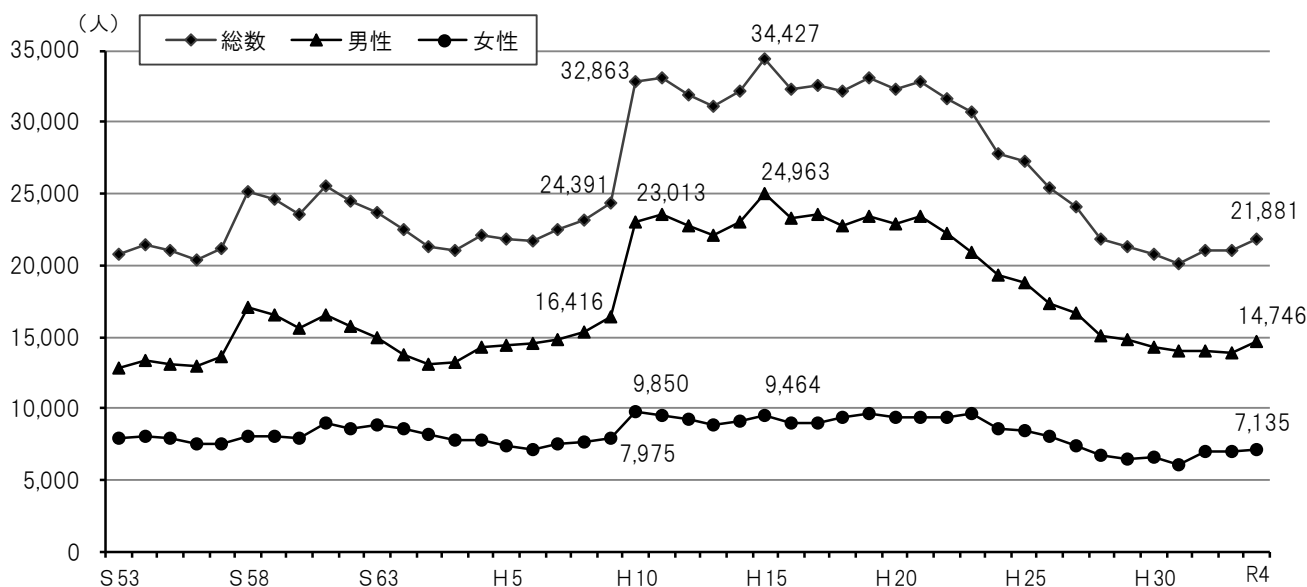
国の自殺対策は「自殺対策基本法（平成18年法律第85号）」の制定以降、社会的な問題として認識されるようになり、近年、自殺者数は3万人台から2万人台に減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年には、自殺者の総数は前年を上回り、特に女性やこどもの自殺者数が増加しました。令和4（2022）年には、男性の自殺者数も増加に転じています。

令和4（2022）年10月に閣議決定された、新「自殺総合対策大綱」においては「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念を継承し、6つの基本方針を掲げ、自殺対策を総合的に推進していくこととしています。

本市においては、第3次地域福祉計画と第1次自殺対策計画を一体的に策定しており、地域福祉計画の見直しに伴い、新「自殺総合対策大綱」及び本市の現状等を踏まえ、自殺対策計画を見直します。

本計画である「第2次江田島市自殺対策計画」は、本市における自殺対策の牽引役になるとともに「生きることの包括的な支援」を推進する指針として位置付けます。

【自殺者数の推移（全国）】



【 新「自殺総合対策大綱」の概要 】

基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 生きることの包括的な支援として推進する 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4 実践と啓発を両輪として推進する 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する【新設】
数値目標	令和8年（2026年）までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させる（旧大綱の数値目標を継続）

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱」（令和4年（2022年）10月14日）より作成

【2】計画の概要

1 計画の目的

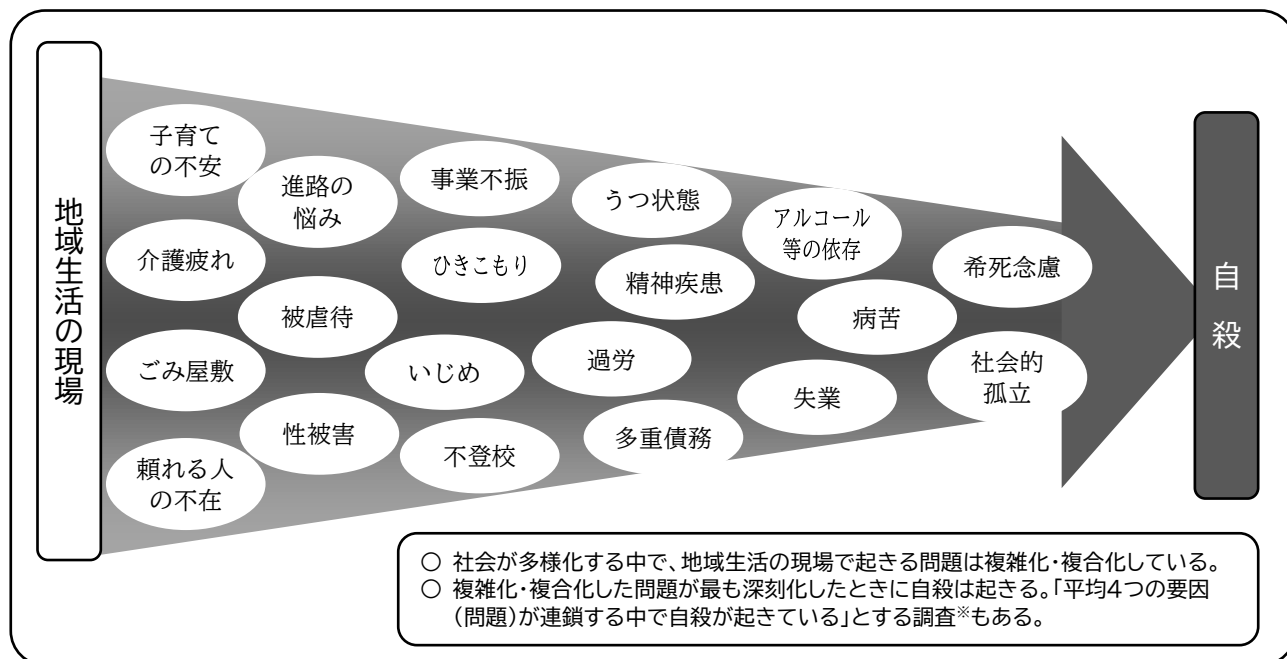
自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独、孤立など様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は「自殺対策基本法」第2条の規定に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られるとともに「生きることの包括的な支援」として位置付け、推進する必要があります。

「江田島市自殺対策計画」は、本市における全ての市民が「かけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることがない社会」の実現を目指すものです。

【自殺の危機要因イメージ】



※「自殺実態白書 2013(NPO法人ライフリンク)」

資料:厚生労働省

2 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、アンケート調査や関係団体調査、グループインタビュー調査等を通じて、自殺に関わる実態や意見等を把握するとともに、江田島市保健福祉審議会において本計画の内容を審議しました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。計画の最終年度にあたる令和11（2029）年度に、それまでの取組の評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

4 計画の数値目標

本市における年間自殺者数を0人とすることを目標とします。

第2章 本市の現状と課題

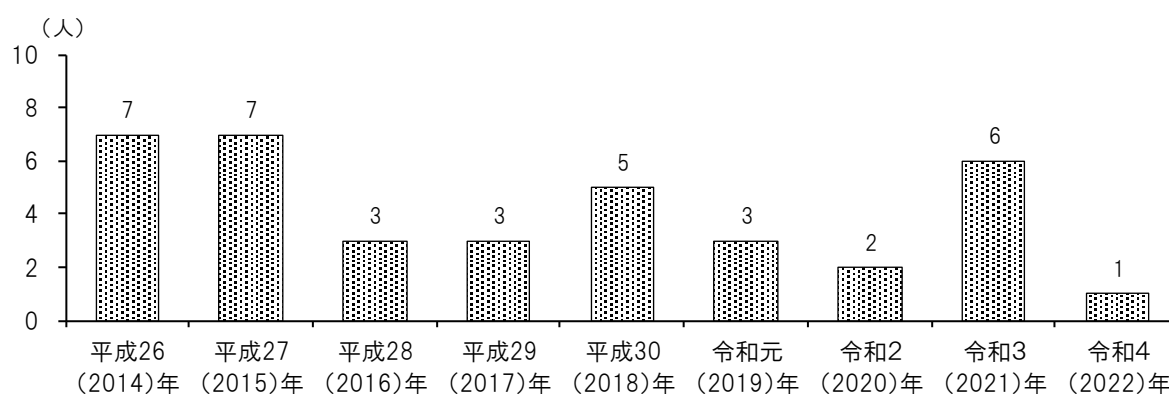
【1】本市の現状

1 自殺者数

本市の自殺者数は、年間10人未満で推移しています。

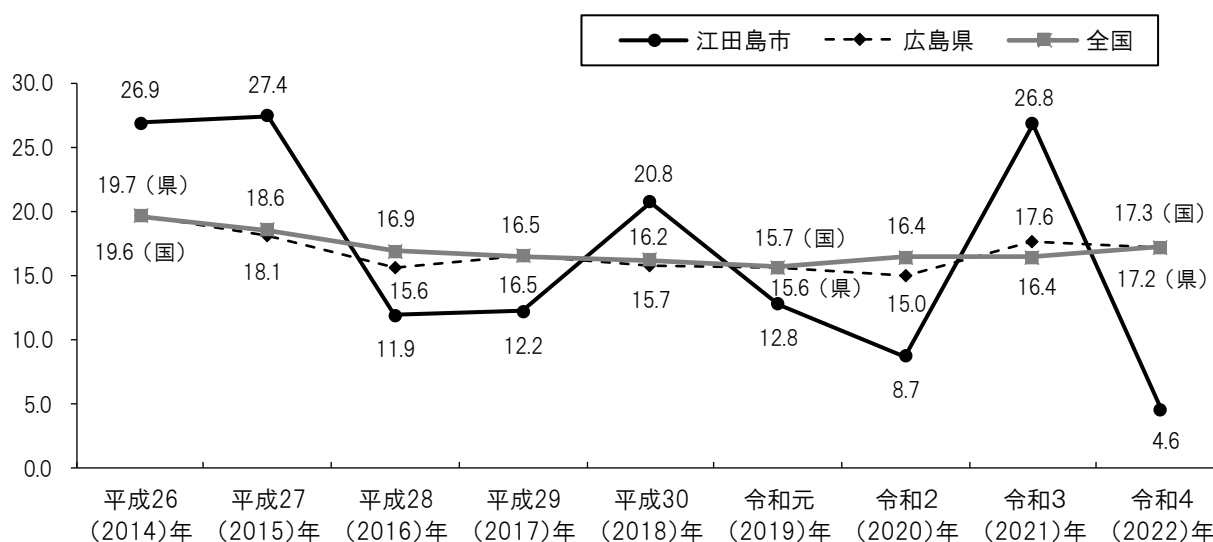
自殺死亡率※をみると、本市は広島県や全国と比べて人口が少ないため、数人の増減で自殺死亡率が大きく変動しています。

【自殺者数の推移】



資料：厚生労働省自殺対策推進室

【自殺死亡率の推移（人口10万人当たり）】



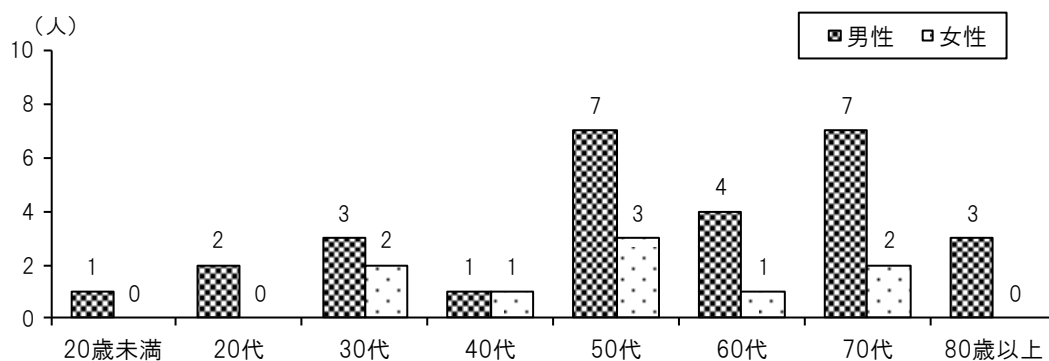
※ 自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除して、これを10万人当たりの数値に換算したもの

資料：厚生労働省自殺対策推進室

2 年齢別自殺者数

本市の年齢別自殺者数を平成26(2014)年～令和4(2022)年の合計(37人)で見ると、男性は特に50代や70代で多くなっています。

【年齢別自殺者数】



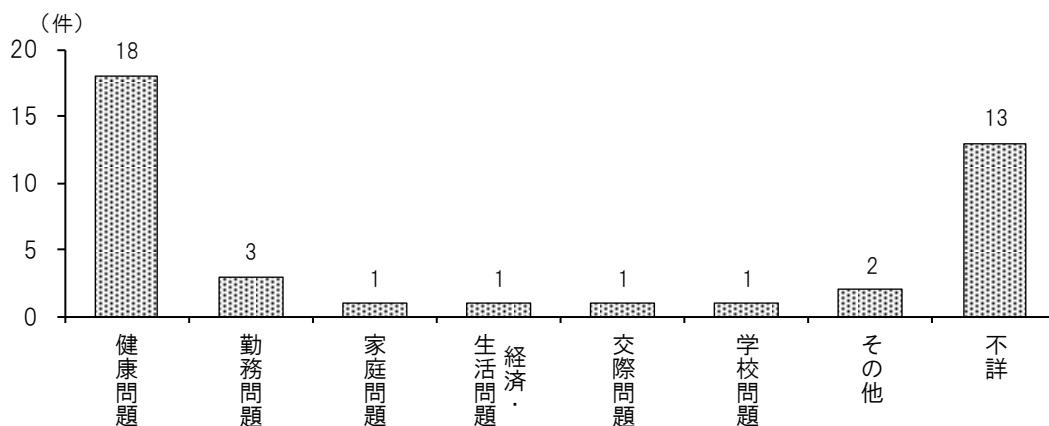
注：平成26(2014)年～令和4(2022)年の合計(37人)

資料：厚生労働省自殺対策推進室

3 原因・動機別件数

本市の自殺の原因・動機については、一人で複数の原因・動機を抱えている場合があり、「不詳」も多くなっています。判明している原因・動機別の件数をみると、「健康問題」が最も多く、次いで「勤務問題」が続いています。

【原因・動機別件数】



注1：平成26(2014)年～令和4(2022)年の合計(37人)

注2：一人で複数の原因・動機を抱えている場合があるため、合計(37人)と一致しない。

資料：厚生労働省自殺対策推進室

4 本市の特徴

(1) 自殺の特徴

「地域自殺実態プロファイル」によると、本市の自殺の特徴は次のとおりです。背景にある主な自殺の危機経路（自殺に至るまでの経路）は、いくつかの要因が重なっていることが多く、原因を一つの要因に特定することは難しいですが、失業や職場における人間関係を起因としたものもみられます。

【 主な自殺の特徴 】

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (10万人対)	背景にある主な自殺の危機経路
男性 60 歳以上無職独居	4人	21.1%	128.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
男性 60 歳以上無職同居	3人	15.8%	25.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
女性 60 歳以上無職同居	3人	15.8%	17.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
男性 20～39 歳有職同居	2人	10.5%	40.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
男性 40～59 歳有職同居	2人	10.5%	23.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

注：平成 29（2017）年～令和 3（2021）年の合計
資料：地域自殺実態プロファイル

(2) 有職者の状況

有職者の自殺の内訳をみると、自営業・家族従業者はみられず、全て被雇用者・勤め人となっています。

【 有職者の自殺の内訳 】

職業	自殺者数 (5年計)	割合	全国割合
自営業・家族従業者	0人	0.0%	17.5%
被雇用者・勤め人	7人	100.0%	82.5%
合計	7人	100.0%	100.0%

注：平成 29（2017）年～令和 3（2021）年の合計
資料：地域自殺実態プロファイル

(3) 60歳以上の状況

60歳以上の自殺の内訳をみると、女性では同居人がいる人はいない人に比べ、自殺をした割合が高くなっています。

【 60歳以上の自殺の内訳 】

性別	年齢階級	同居人の有無(人数)		同居人の有無(割合)		全国割合	
		いる	いない	いる	いない	いる	いない
男性	60代	0人	0人	0.0%	0.0%	14.0%	10.4%
	70代	3人	2人	27.3%	18.2%	15.0%	8.0%
	80歳以上	1人	2人	9.1%	18.2%	11.5%	5.0%
女性	60代	1人	0人	9.1%	0.0%	8.7%	2.8%
	70代	2人	0人	18.2%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	0人	0人	0.0%	0.0%	6.9%	4.3%
合計		11人		100.0%		100.0%	

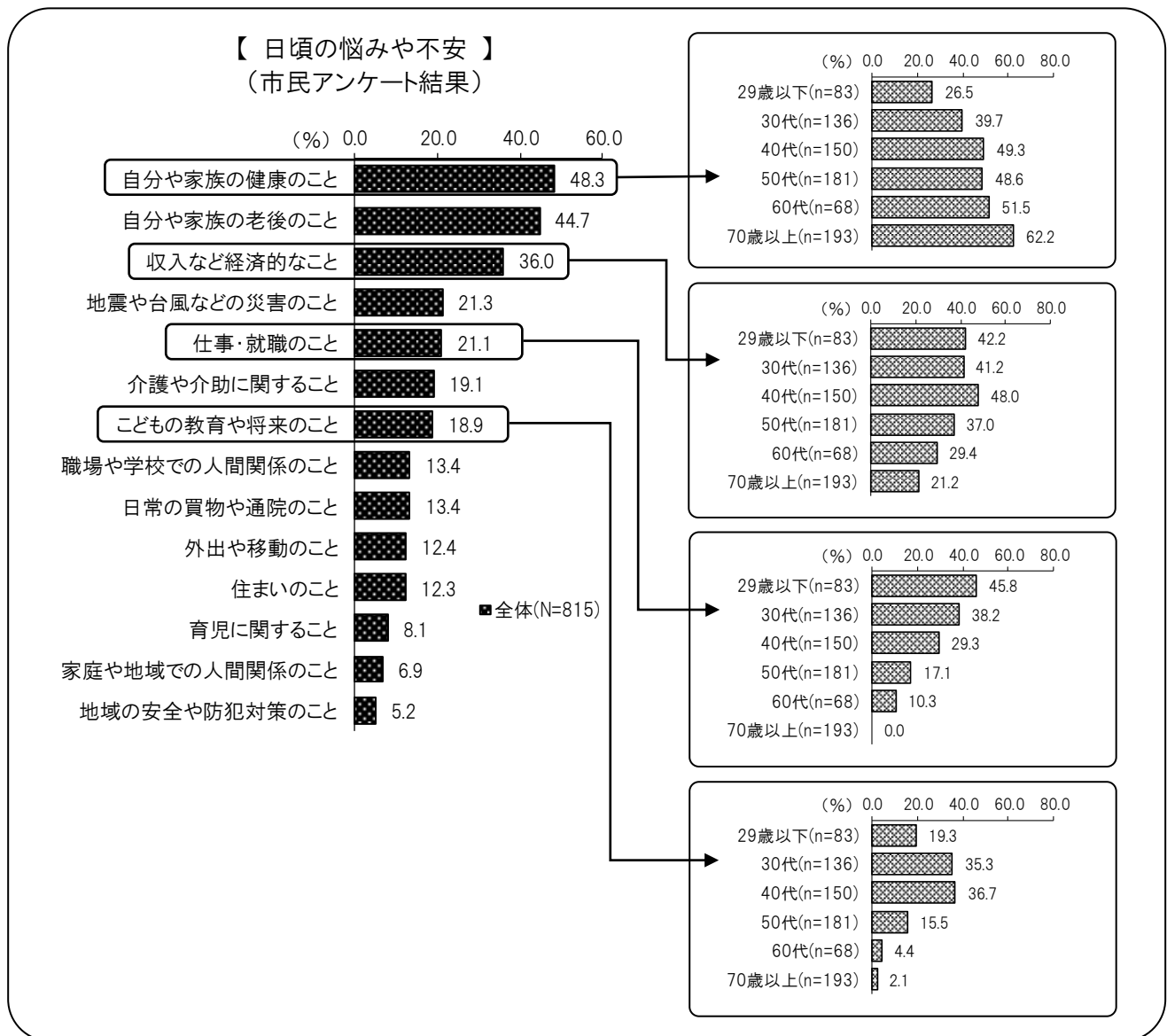
注：平成29（2017）年～令和3（2021）年の合計

資料：地域自殺実態プロファイル

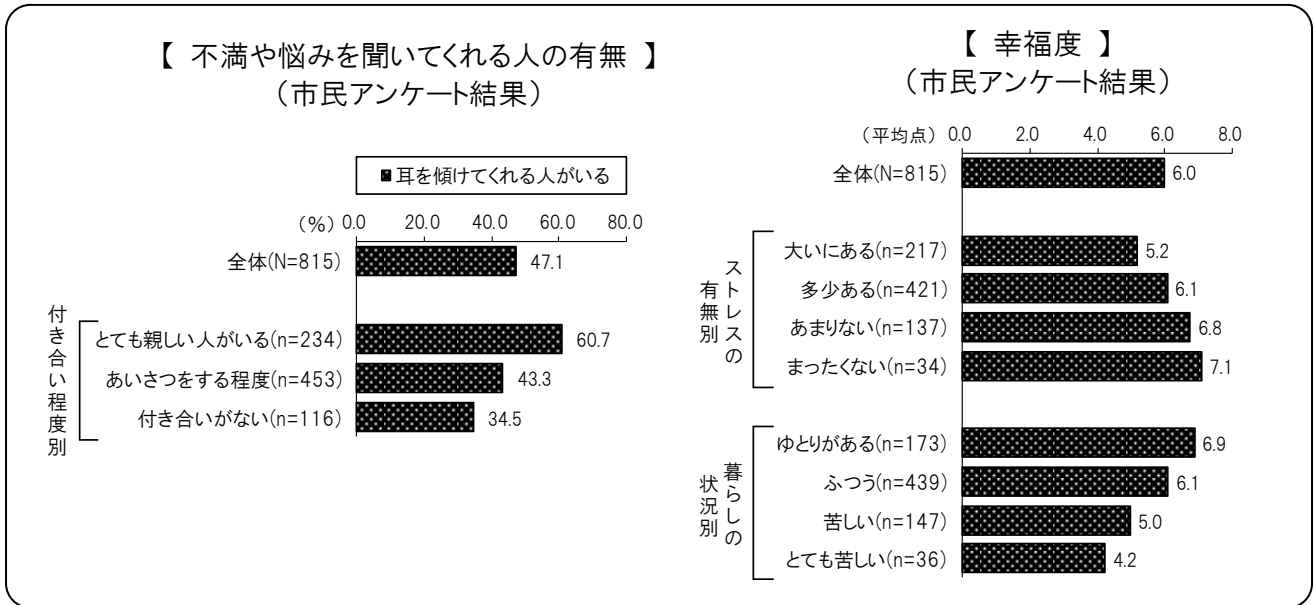
【2】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

【現状の整理】

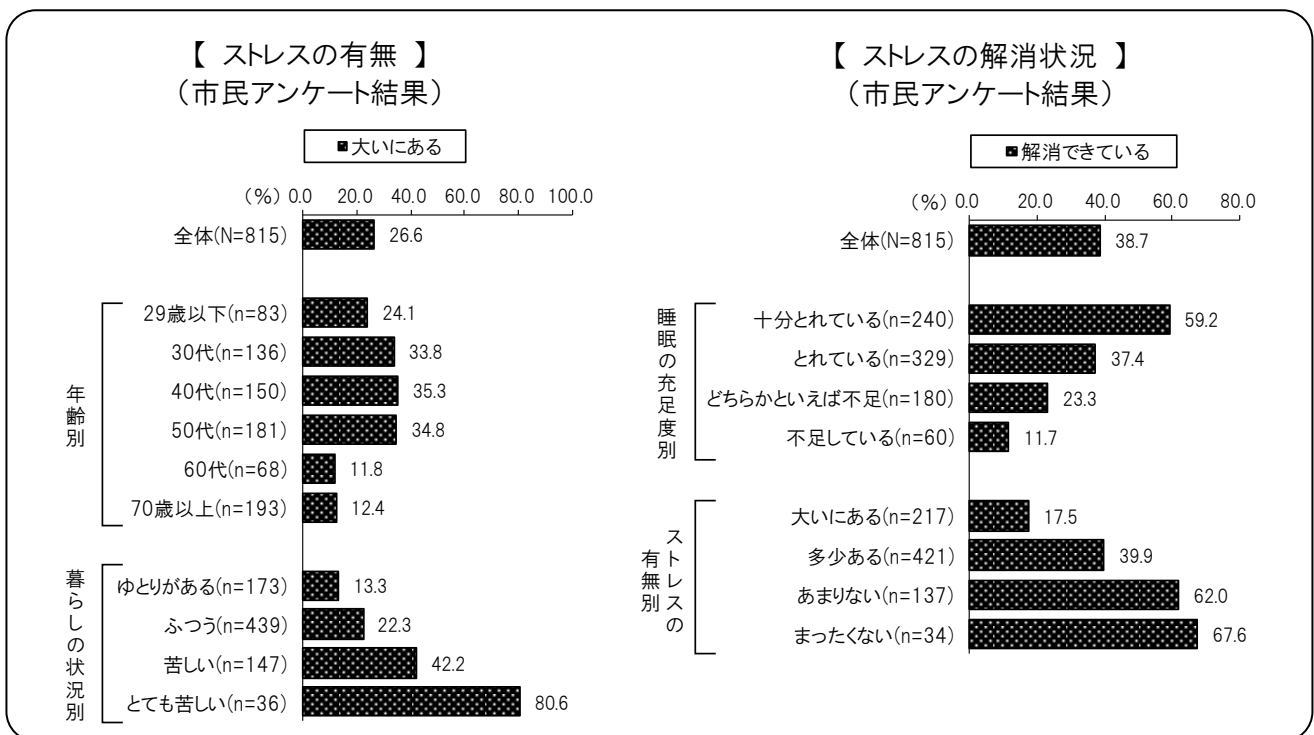
- 市民アンケート調査結果では、日頃の悩みや不安として、健康や老後、収入などの割合が高くなっています。年齢が上がるほど「自分や家族の健康」、若い年齢層ほど「仕事・就職」に対して悩みや不安を感じており、また30～40代の子育て世代では「こどもの教育や将来」、40代では「収入など経済的なこと」の割合が高くなっています。



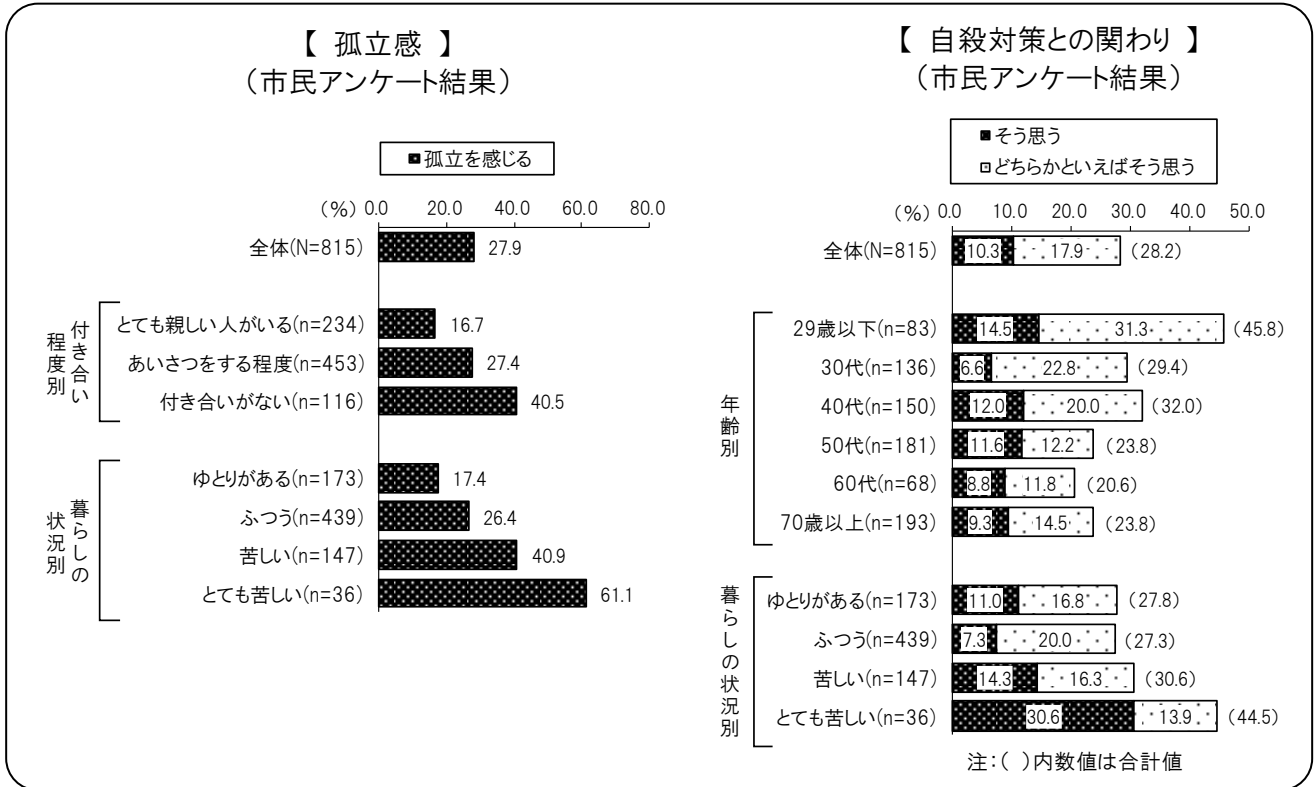
- ・ 回答者の47.1%が不安や悩みを聞いてくれる人がいると回答しており、近所との付き合いが親密な人ほど、その割合が高くなっています。
- ・ 幸福度については、ストレスが少ない人や暮らしにゆとりがある人ほど高くなっています。



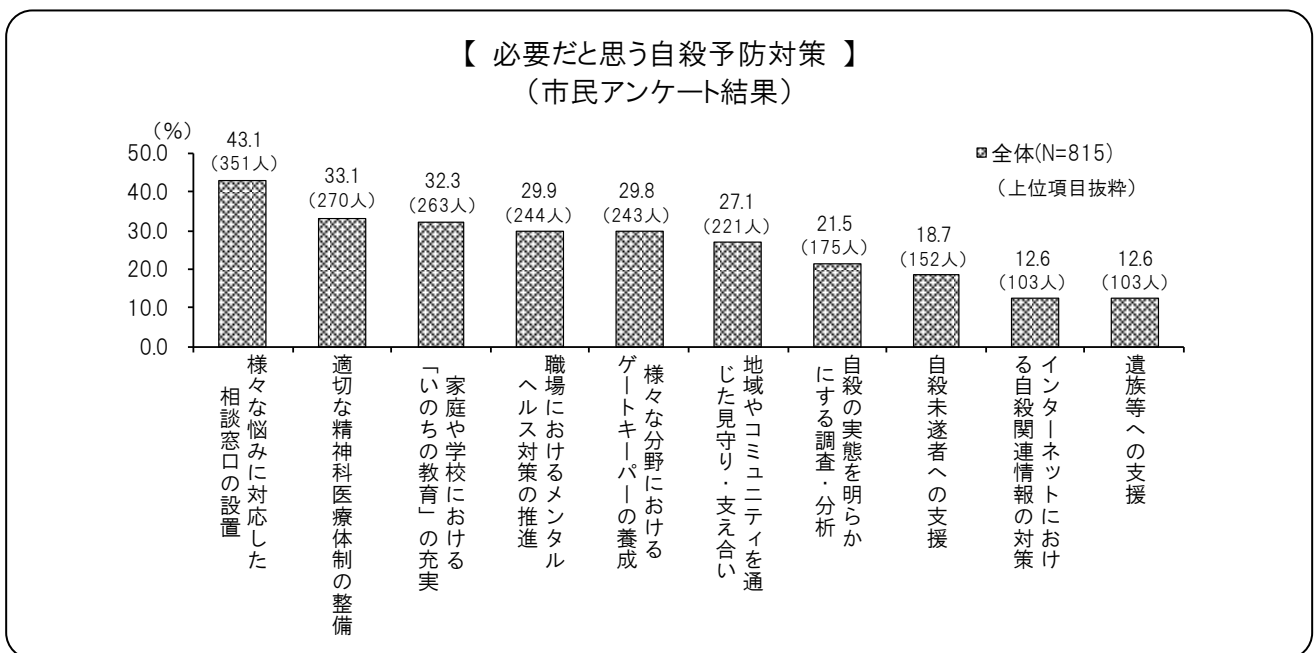
- ・ ストレスの有無については、4人に1人が「大いにある」と回答しており、30～50代でその割合が高くなっています。また、生活が苦しい人ほどストレスを強く感じており、ストレスの有無と暮らしの状況には強い相関関係がうかがえます。
- ・ ストレスの解消状況として、睡眠が十分とれている人ほど解消できている割合が高くなっています。一方、ストレスを過度に感じている人は、解消できている割合も低くなっています。



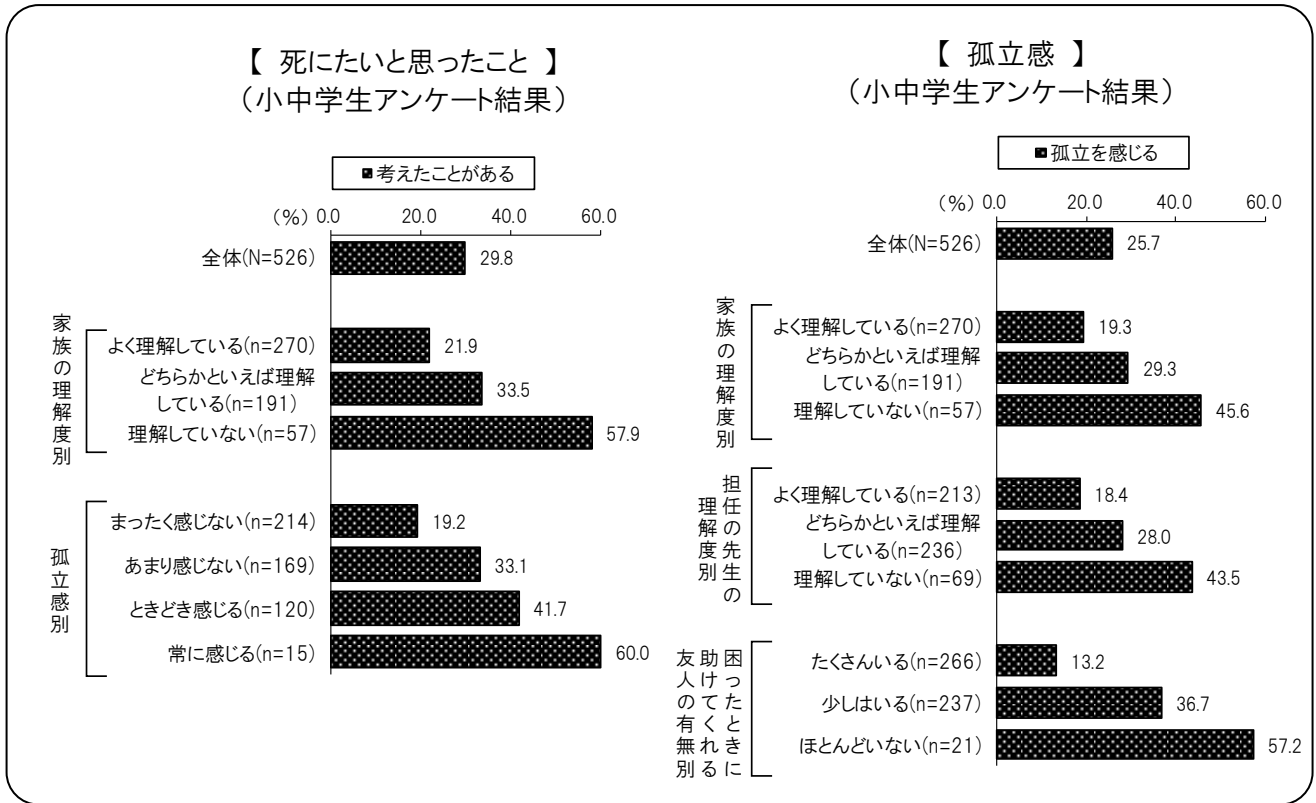
- ・ 孤立を感じる人は約3割を占めており、付き合いがない人や生活が苦しい人ほどその割合が高くなっています。
- ・ 約3割が自殺対策を自分自身に関わる問題と感じており、29歳以下や生活がとても苦しいと回答した人で割合が高くなっています。



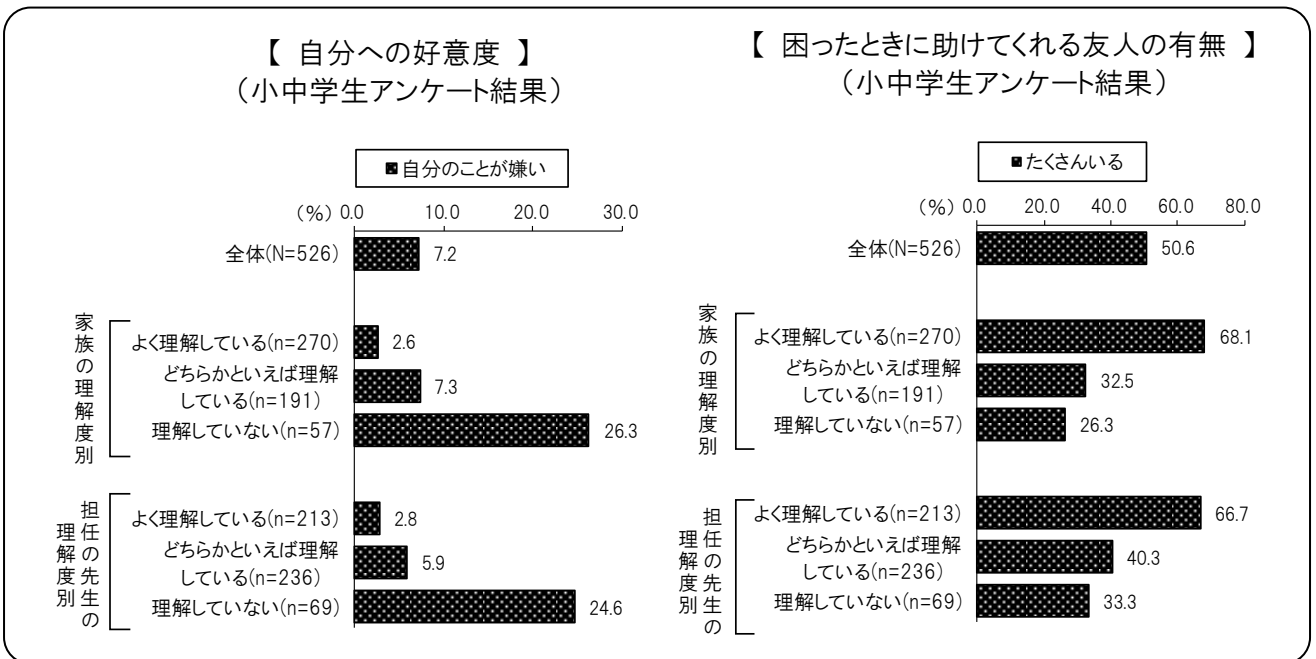
- ・ 自殺対策としては「相談窓口の設置」が最も高く、次いで「精神科医療体制の整備」「いのちの教育の充実」「職場のメンタルヘルス対策」など、社会の幅広い分野における対策が求められています。



- ・ 小中学生アンケート調査結果では「死にたいと思ったことがある」人は約3割となっており、家族の理解がない人や孤立を感じている人でその割合が高くなっています。
- ・ 小中学生のおよそ4人に1人が孤立を感じており、家族や担任の先生からの理解がない人や困ったときに助けてくれる友人がほとんどいない人で割合が高くなっています。

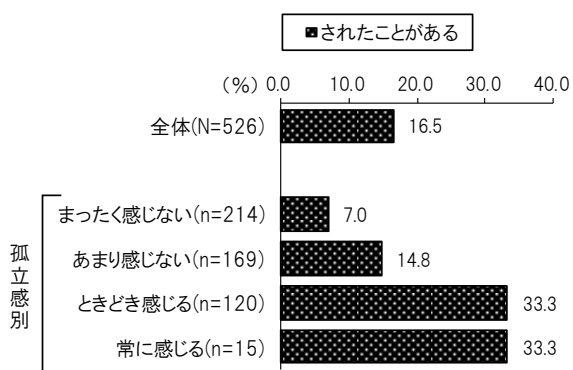


- ・ 1割未満が「自分のことが嫌い」と回答しており、家族や担任の先生からの理解がない人で割合が高くなっています。
- ・ 約半数が助けてくれる友人がいると回答しており、家族や担任の先生からよく理解されている人ほど友人がたくさんいる割合が高くなっています。

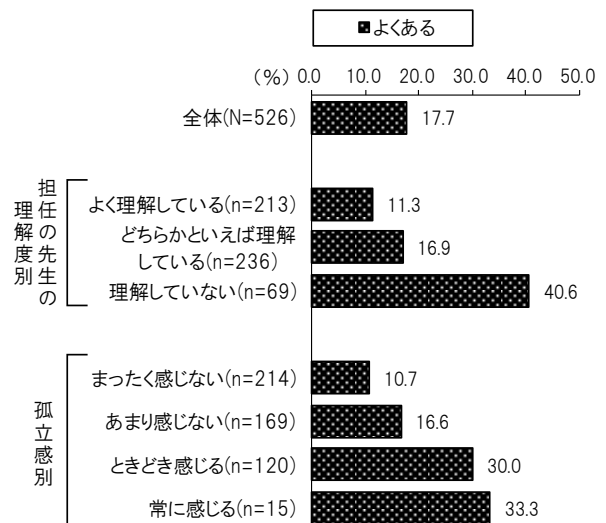


- ・ いじめを受けた経験については、16.5%が「ある」と回答しています。孤立を感じている人ほど、いじめを受けた経験が多くなっています。
- ・ 担任の先生から理解されていない人の4割が学校に行きたくないと回答しており、孤立を感じている人ほど学校に行きたくない割合が高くなっています。
- ・ 学校生活について約4割がとても楽しいと感じており、担任の先生からよく理解されている人ほど、その割合が高くなっています。

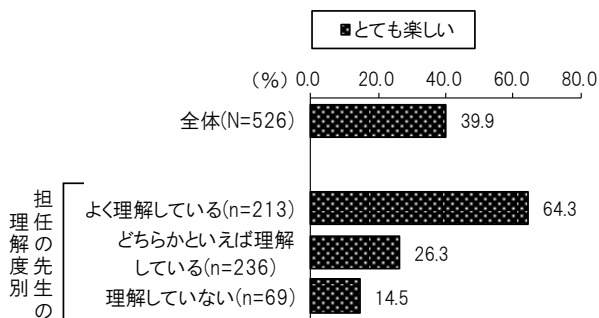
【 いじめの経験 】
(小中学生アンケート結果)



【 学校に行きたくないと思うこと 】
(小中学生アンケート結果)



【 学校生活の楽しさ 】
(小中学生アンケート結果)



【3】第1次計画の取組状況

本市では「第1次自殺対策計画」に基づいて実行している施策や事業について、定期的に点検や評価を行い、その進捗状況を整理することによって課題を抽出し、今後の取組に反映させることとしています。

ここでは「第1次自殺対策計画」の事業の実施状況を整理しました。

基本施策1	～ 知る ～ 理解の促進と意識の醸成
取組の方向性	これまでの主な取組内容
周知・啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策関連情報の周知、理解の促進 ○ DVに関する正しい理解の促進に向けた啓発活動及び女性相談、配偶者等による暴力相談等の実施 ○ 「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」に合わせた、自殺予防に関する啓発活動 ○ 「いじめ撲滅月間」における児童・生徒のいじめの早期発見、早期対応に対する取組
講演会などの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市PTA連合会との共催による、人権学習講演会の開催等による、人権の大切さや基本的人権についての理解を促進するための啓発活動
研修・教育など学びの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員に向けた、様々な講師の招へいによる人権に関する研修 ○ 地域における自治会長等へのゲートキーパー研修の周知、参加促進の取組 ○ 小中学生を対象とした、人権感覚を育むための人権作品コンクールの実施

基本施策2	～ 育む ～ こころの健康づくりと支援者の養成
-------	-------------------------

取組の方向性	これまでの主な取組内容
こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲートキーパー養成研修やフレイル予防等をテーマとした出前教室の実施 ○ 市職員や教職員に対するメンタルヘルス（こころの健康）対策の研修やストレスチェック研修等によるサポート
庁内における人材育成・研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や市職員を対象としたゲートキーパー研修の実施及び税金や水道料金等徴収職員を対象とした、ゲートキーパー養成講座への参加の促進 ○ 児童・生徒の問題行動の未然の防止を含めた管理職研修、教職員研修の実施 ○ うつ病等地域医療連携研修会への参加などを踏まえた、自殺未遂事案についての事後検討や検証についての研修
地域における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域におけるゲートキーパー養成研修の実施 ○ 地域の保護司会に対するゲートキーパー研修への参加の呼び掛け ○ 母子保健推進員や食生活改善推進員に対する、研修の開催等による見守り活動への支援 ○ 家庭の教育力の向上のための、家庭教育支援事業（親プロ）の実施

基本施策3	～ つなぐ ～ 相談支援体制の充実
-------	-------------------

取組の方向性	これまでの主な取組内容
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙等様々な媒体を活用した、自殺対策関連情報や相談窓口の周知活動 ○ 家族や支援者等も参加できる「こころの健康相談」の開催及び相談窓口の周知
日常生活に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法的なトラブル等に関する不安の軽減に向けた、弁護士による法律相談の開催 ○ 消費生活相談や消費者トラブルに巻き込まれた市民への助言や相手方となる事業者との調整等への支援 ○ DV等の暴力の根絶に向けた啓発活動 ○ 人権擁護委員会、社会福祉協議会等と連携した「心配ごと相談」の実施 ○ 関係機関との連携による相談業務の伴走型支援 ○ 多文化共生相談員や人権推進課職員による外国人市民向けの相談支援及び生活支援の実施 ○ 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動 ○ 生活困窮や障害等、日常生活の困りごとに関する相談支援の実施
健康問題に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊産婦に対する、母子健康手帳交付時の面談、産婦健康診査や赤ちゃん訪問の実施によるマタニティブルーや産後うつ、育児不安や育児ストレス等の解消への支援 ○ 育児不安の軽減に向けた「のびのび発達相談」等の実施 ○ 地域で支援が必要な家庭を把握して見守るための、母子保健推進員による「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施 ○ 家庭での保育が困難な乳幼児についての聞き取り調査等の実施 ○ 保育料等の滞納者を対象とした、滞納縮減に向けた電話による催促や相談支援の実施 ○ 子育て世代包括支援センターにおける、子育て家庭全般に関わる相談支援の実施

取組の方向性	これまでの主な取組内容
保護者の心理的な負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援を要するこどもの就学に向けた、保護者アンケートや就学相談の実施 ○ こどもの問題行動等についての、学校や保護者と話し合いの場の確保
気軽に集える相談の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺のリスク軽減に向けた「アルコール健康相談会」の実施 ○ 乳幼児のいる保護者同士の交流、情報交換や子育てに関する相談の場として「にこ♡にこひろば」の開設

基本施策4	～ 支える ～ 自殺を予防する環境づくり
-------	----------------------

取組の方向性	これまでの主な取組内容
社会参加・仲間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認等の見守り活動を行う、老人クラブによる「友愛訪問活動」への活動支援 ○ 閉じこもりや孤食の防止、社会参加の促進に向けた「住民主体の通いの場（百歳体操）」の立ち上げや支援 ○ 老人クラブ活動への参加の促進 ○ 小中学生を対象とした、豊かな感性や想像力の育成に向けた、演劇や音楽等の芸術鑑賞の実施 ○ 市民の文化活動や交流の促進 ○ 市民の生涯学習の場としての図書館の読書環境の充実
連携・ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人の地域生活を支援するため、地域自立支援協議会における多職種、多機関が連携したネットワークの構築 ○ 不登校をはじめ、様々な家庭で問題を抱えている児童・生徒に対する関係課や関係機関等と連携した支援
遺族や被災者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族の交流や相談支援等の必要な情報の提供 ○ 災害発生時における被災者のメンタルヘルス対策
各種制度に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者の安全を確保するための一時保護 ○ 外国人の子どもを対象とした日本語教室の開催 ○ ハローワークと同じ機能を持つ無料職業紹介所の運営支援 ○ 生活関連資金の低利融資 ○ 市商工会の会員企業等を対象とした、金融機関からの設備資金や運転資金の借入金の補助 ○ 江田島市がんばりすと応援事業による、創業や新商品開発にチャレンジする事業者等へ必要な経費の一部補助 ○ 公営住宅の家賃滞納者における滞納額の累積防止に向けた、家賃減免や収入区分の見直しの勧奨 ○ 「江田島市子ども・子育て支援事業計画」に基づく総合的な子育て支援事業の推進 ○ 子ども家庭総合支援拠点の設置による児童虐待防止対策の強化 ○ ひとり親家庭を対象とした各種経済的支援 ○ ホームレスや社会的弱者のたまり場とならないよう、草刈りや清掃業務、危険箇所の点検等の実施 ○ 経済的困難を抱えている保護者を対象とした就学援助 ○ 放課後児童クラブ（学童保育）の実施

【4】調査結果等から読み取れる本市の課題

自殺に関する統計やアンケート調査結果等から読み取れる課題を整理します。

1 世代や状況に応じた各種支援と情報提供の充実

本市の自殺者数は、ここ数年 10 人未満で推移していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大時期にあたる令和 3（2021）年では大きく増加するとともに、人口 10 万人あたりの自殺死亡率も大きく増加しました。本市の場合、特に 50～70 代の男性に自殺者が多いことが特徴で、職場や過労がその背景にあることから、依然として生活の中にコロナの影響が残っている可能性は否定できません。

世代や状況に応じた各種支援の充実や企業等に対する経済的補助制度の周知をはじめ、職場におけるストレスチェック等で、自殺のリスクが高い人を早期に発見し、適切な相談へとつなぐ情報提供等の取組の充実が必要です。

2 年代や家庭の事情に応じたきめ細かな支援の充実

市民アンケート調査結果では、年齢が上がるほど自分や家族の健康問題に悩みを抱える人が多く、特に健康問題については 70 歳以上で 6 割以上と最も高くなっています。

一方、仕事や就職のことについては、若い年齢層ほど悩みを抱える人が多く、29 歳以下では半数近くの割合となっています。

さらに、こどもの教育や進学の中心的な世代となる 30～40 代では、こどもの教育や将来のこと、収入など経済的なことに悩みを抱える人が多くなっています。

年代別あるいは家庭の事情に応じたきめ細かな支援が必要です。特に高齢層に対しては健康問題に関する相談支援の充実、働き盛り、子育て世代に対しては子育て支援の充実をはじめ、経済的支援を含めた生活支援制度の周知及び利用の促進の強化などが求められます。

3 こころの健康づくりの推進とストレスの解消に向けた啓発の充実

ストレスを多く抱えている年代は 30～50 代に多く、暮らしの状況が苦しい人ほどストレスも多い傾向にあります。また、幸福度の高さはストレスがない人、暮らしの状況にゆとりがある人ほど高い反面、ストレスが多い人や暮らしが苦しい人は幸福度が低く、顕著な相関性がうかがえます。

ストレスの解消状況を見ると、睡眠が十分にとれている人、ストレスがない人ほど解消できている人が多く、ここでも相関性がうかがえます。

適切な睡眠時間の確保を促進するため、啓発活動の充実をはじめ、こころの健康相談の充実、ストレスの解消法の周知及びストレスをためない方法の情報提供など、啓発活動の充実が必要です。

4 各種支援制度の周知、生活支援の充実

近所付き合いが親密な人ほど、周りに不安や悩みを聞いてくれる人がいる割合が高く、逆に近所付き合いが希薄な人は低い傾向にあります。孤立感も同様に、近所付き合いが希薄な人、暮らしが苦しい人ほど孤立を感じる人が多いといった相関性がうかがえます。

さらに、暮らしが苦しい人は自殺対策を「自分自身に関わる問題」と感じている人が多いことも特徴です。この「自分自身に関わる問題」と感じている人は29歳以下の若い年齢層にも多くみられます。

経済的支援制度の周知、生活支援の充実をはじめ、複雑化、複合化した多様な悩みに応じることができる相談体制の充実が必要であるとともに、民生委員・児童委員をはじめ、ゲートキーパーの養成の促進など、見守りを推進する人材の育成、確保が必要です。

また、幅広い世代に対して、地域活動など社会参加を促進する活動の推進も必要です。

5 児童・生徒に対するこころの健康づくりの充実

小中学生アンケート調査結果では「死にたいと思ったことがある」児童・生徒は、約3割を占め決して少なくありません。特に家族が自分のことを理解していない場合や常に孤立を感じる児童・生徒ほど「死にたいと思ったことがある」割合が高い傾向にあり、顕著な相関性がうかがえます。

「孤立を感じる」についても、家族や担任の先生が自分のことを理解していない場合や困ったときに助けてくれる友人がいない児童・生徒ほど、多くなっています。また「孤立を感じる」児童・生徒は、学校に行きたくないと思うことがよくあり、いじめを受けている経験も多いといった相関性がうかがえます。

教育の場における、教職員向けの研修等の充実、児童・生徒に対するこころの健康づくりをはじめ、児童・生徒からのSOSの出し方、周りがあるサインに気付くための取組の推進など、きめ細かな対応が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

国の新「自殺総合対策大綱」では、その基本理念を前大綱に引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。広島県の「いのち支える広島プラン（第3次広島県自殺対策推進計画）」では、生きる支援が日本一充実している県に向けて取り組み「誰も自殺に追い込まれることのない社会（自殺者ゼロ）の実現」を目指しています。

本市の保健、福祉部門計画における総合計画である「江田島市地域福祉計画」においては、その基本理念を「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま」と掲げ、各部門計画に共通した考え方として定めています。

これらの考え方を踏まえ「第2次江田島市自殺対策計画」における基本理念は、第1次計画の基本理念を継承し「～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して ～ 一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま」を基本理念として、その実現に向けた自殺対策を推進します。

● 江田島市自殺対策計画の基本理念 ●

～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して ～

一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま

この基本理念に基づいて、自殺対策の総合的な推進を図り、あらゆる場面における市民の「いのち」と「こころ」を大切に、誰も自殺に追い込まれることのない、心身共に健やかなまちづくりを目指します。

施策の展開にあたっては、国の新「自殺総合対策大綱」の基本方針に沿って、広島県の動きや本市における自殺の現状を踏まえ、市民、地域、関係機関、民間団体、企業、学校、行政等が連携、協働し、地域全体で自殺対策に取り組みます。

【2】 施策体系

基本理念

～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して ～
一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま

【 基本施策 】

施策の方向

【 基本施策1 】 ～ 知る ～ 理解の促進と情報提供の充実

- 1 周知・啓発・情報発信
- 2 学びの場の充実

【 基本施策2 】 ～ 育む ～ こころの健康づくりと支援者の育成

- 1 こころの健康づくりの推進
- 2 庁内における人材育成・研修の充実
- 3 地域における人材育成の推進

【 基本施策3 】 ～ つなぐ ～ 相談支援体制の整備・充実

- 1 日常生活に関する相談支援の充実
- 2 健康問題に関する相談支援の充実
- 3 保護者の心理的な負担の軽減
- 4 気軽に集える相談の場づくり

【 基本施策4 】 ～ 支える ～ 自殺を予防する環境づくり

- 1 社会参加・仲間づくりの促進
- 2 関係機関との連携・ネットワークづくり
- 3 遺族や被災者等への支援
- 4 各種制度等に基づく支援

第4章 施策の展開

【基本施策1】～知る～理解の促進と情報提供の充実

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、本市のあらゆる啓発事業の場を生かして、市民の関心を高め、理解の促進を図ります。また、自身や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対処することができるよう、学びの場の充実に努めます。

● 施策の方向1 周知・啓発・情報発信 ●

取組名	取組内容
自殺対策の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報紙やホームページ、SNSなど、あらゆる手段や機会を活用して、本計画及び自殺対策に関連する情報を、誰にでも分かりやすく発信し、自殺対策の普及に向けた啓発活動を推進します。 ○ 「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」に合わせて、図書館における関連図書の展示等をはじめ、啓発物品を活用した相談窓口の周知等、自殺予防に関する様々な啓発活動を推進します。
DV対策の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の広報紙やホームページ、SNSや啓発物品等による啓発活動を通じて、DVに関する正しい理解を促進するとともに「売春防止法」による女性相談や配偶者等による暴力に関する相談、DV被害者の安全を確保するための一時保護を行います。
いじめ撲滅月間における活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9月を「いじめ撲滅月間」と定め、学校で児童会、生徒会を中心とした取組を推進し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、早期対応が行えるよう集中した取組を行います。
講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象とした、人権問題や自殺対策をテーマとする講座やセミナー、講演会等を開催し、幅広い年齢層への参加を呼び掛け、市民の理解を促進します。また、講演会等を通じて、孤立や孤独感を抱くことのない地域づくりを目指します。

● 施策の方向2 学びの場の充実 ●

取組名	取組内容
市職員及び相談機関職員への研修	○ 人権意識の高揚や役割の自覚、問題解決に向けた実践力の向上を図るため、様々な講師を招いて、社会情勢に対応した人権研修を実施します。
関係団体等への研修	○ ゲートキーパー研修の周知等を通じて、適切な情報発信や啓発活動を推進するとともに、地域での社会的なつながりの重要性を踏まえた事業の展開を支援します。
人権作品コンクール	○ 小中学生を対象に、作文とポスターの作品募集による人権作品コンクールを行うとともに、入賞作品の作品集を作成、配布し、児童・生徒に人権について考える機会を提供し、人権感覚を育みます。

【 基本施策2 】 ～ 育む ～ こころの健康づくりと支援者の育成

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等を高めていけるよう、講座や講習、研修会など、こころの健康づくりに向けた学びの場を充実します。

さらに、自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のために、ゲートキーパーの役割を担う人材の育成とともに、自殺対策を支える人材に対し、自殺に関する正しい知識を普及、啓発します。

● 施策の方向1 こころの健康づくりの推進 ●

取組名	取組内容
こころの健康に関する教育	○ 市民を対象に、睡眠、休養の取り方やストレスの解消など、こころの健康に関する内容をテーマとした講座や講演会を開催し、自殺に対するリスクの軽減を図ります。
市職員及び教職員のこころの健康づくり	○ 市職員及び教職員に対して、メンタルヘルスに関するカウンセリングをはじめ、相談、管理職等へのコンサルテーション、健康診断やストレスチェック研修等、心身の健康づくりをサポートします。 ○ 外部講師による研修をはじめ、所属長面談や消防長との個人面談を実施し、強い不安や悩み、ストレスの解消を図り、職員の心の健康の保持、増進に努めます。

● 施策の方向2 庁内における人材育成・研修の充実 ●

取組名	取組内容
市職員等への研修	○ 自殺対策の一環として、悩みを抱えた人に気付き、適切な対応を図ることができる人材を養成するため、市職員をはじめ、市税等徴収員、水道料金徴収職員等を対象に、ゲートキーパー研修を実施します。 ○ 心の病気について、正しい知識とメカニズムを理解し、メンタル不調の防止、早期発見、発生時の対処、職場復帰までの基本的な考え方を身に付けるため、初任から管理職まで、それぞれの階層に応じたメンタルヘルス研修を実施します。
教職員向けの研修	○ 様々な困難を抱え、自殺リスクが疑われる児童・生徒の問題行動の未然の防止を含めた管理職研修や教職員研修を充実し、理解を深めます。また、児童・生徒に対してSOSの出し方を身に付ける教育を推進します。

取組名	取組内容
救急活動への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺救急事案について、救急隊による事後検討やメディカルコントロールドクターの検証を実施し、活動内容と対応について共有を図ります。 ○ 救急救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設け、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上に努めます。

● 施策の方向3 地域における人材育成の推進 ●

取組名	取組内容
地域におけるゲートキーパーの養成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員をはじめ、自治会や保護司会等、関係団体にゲートキーパー研修への呼び掛けや研修の共同開催等を働き掛け、地域で自殺予防に取り組めるゲートキーパーを養成するとともに、より効果的な周知方法や対象者を検討し、研修等への参加を促進します。
家庭教育支援事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気軽に参加できる家庭教育支援事業（親プロ）実施のための体制の整備に向けて、各教育・保育施設や学校への周知をはじめ、市の広報紙やホームページを活用した周知を図るとともに、ファシリテーター（進行役）のスキルアップ研修を実施します。

【 基本施策3 】 ～ つなぐ ～ 相談支援体制の整備・充実

保健、医療、福祉をはじめ、分野横断的に相談窓口や福祉サービスの提供を通じて、複雑、多岐にわたる問題や課題に適切に対応できる体制づくりを推進します。また、子育て中の保護者や高齢者の一人暮らし、生活困窮にある人などが、孤立を防ぐための居場所づくり等の整備に取り組み、地域全体の自殺リスクの低下を図ります。

● 施策の方向1 日常生活に関する相談支援の充実 ●

取組名	取組内容
市民を対象とした法律相談	○ 市顧問弁護士や広島弁護士会等と連携して、弁護士が市民の悩みを解決するために最善と考えられる方法を相談者へアドバイスする法律相談を開催します。
消費トラブルの相談	○ 消費者被害の未然防止に向け、各種啓発や情報提供を行います。 ○ 相談員や職員のスキルアップ、警察署との連携に努め、消費生活相談やトラブルによる被害者救済に向けた支援を適切に実施します。
暴力に関する相談	○ DV等の暴力の根絶に向け、啓発活動を推進するとともに、相談者のプライバシーに配慮しながら、DV等の暴力に関する相談に対応し、適切な支援につなぎます。
人権問題に関する相談	○ 人権擁護委員や江田島市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、心配ごと相談を実施するなど、人権問題に関する相談窓口の充実を図ります。また、関係機関と連携して、人権啓発、人権擁護活動を実施します。
市民の生活相談	○ 関係機関と連携して市民の福祉や就労、教育、生活等の相談に応じ、相談者に寄り添いながら問題の解決に取り組み、不安の解消に努めます。また、解決に至らない場合も、伴走型支援を継続して行います。

取組名	取組内容
外国人市民への支援	○ 在留資格等の社会状況の変化に対応しながら、多文化共生相談員や人権推進課職員が外国人市民の各種行政手続き、認定こども園、小中学校の通知の翻訳、給食献立の翻訳、医療通訳等、生活全般の支援を行います。
市税納付等に関する相談	○ 市税等の納付が困難な市民の状況を把握し、必要に応じて各種支援策を提案するなど、様々な支援につなぐことができる体制づくりに努めます。
障害者差別解消に向けた相談	○ 障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者相談支援センターに相談窓口を設置するとともに、住民や民間事業者等に周知及び啓発活動を行います。
日常生活の困りごとに関する相談	○ 生活困窮や障害、介護等、日常生活の困りごとに関する相談を他機関との連携を図りながら、支援を行います。

● 施策の方向2 健康問題に関する相談支援の充実 ●

取組名	取組内容
こころの悩み相談	○ 関係課や関係機関と連携し、こころの悩みに関する相談に応じるとともに、相談窓口等の周知に努めます。
健康相談・家庭訪問	○ 関係課や関係機関と連携し、電話や来所による精神保健相談や本人、家族、支援者等、誰でも参加できるこころの健康相談、家庭訪問を実施し、不安や悩み、生活の困りごと等へ対応することで、自殺リスクを抱えていると思われる人を必要な支援につなぎます。
妊産婦への相談	○ 母子健康手帳の交付や産婦健康診査、赤ちゃん訪問時に、マタニティブルーや産後うつ、育児不安、育児ストレス、孤立等、自殺のリスクを抱えていると思われる妊産婦を対象に個別に相談に応じ、必要な支援へつなぎます。
発達相談	○ 子育てやこどもの発達に不安を抱える保護者を対象に、のびのび発達相談を実施するとともに、相談員の確保に努め、育児不安の軽減を図るとともに、必要な支援につなぎます。

取組名	取組内容
母子保健推進員による活動	○ 母子保健推進員が地域で支援が必要な家庭を把握し、見守る「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施します。必要に応じて市や関係機関へ情報を提供し、支援につながります。また、母子保健推進員が不在の地域をなくすよう、母子保健推進員の確保に努めます。
乳幼児保育に関する相談	○ 家庭での保育が困難な乳幼児の保育に関する相談を受け付け、家庭での保育状況や乳幼児の健康状況を聞き取り、必要な保育量を見極めて、適切な支援につながります。 ○ 保育コーディネーターが、保育を必要としている世帯からの相談に応じ、ニーズに応じたサービスの情報を提供できるよう、子育て世代包括支援センターの子育て家庭全般に関わる相談窓口としての機能の維持や充実を図ります。
子どもと家庭に関する総合相談	○ 子育て世代包括支援センターに保健師や母子・父子自立支援員兼子ども家庭支援員、子育て支援員等を配置し、子育てに関する悩みや相談に応じるとともに、出前講座の実施等、ニーズを見極めながら、今後の取組を検討します。

● 施策の方向3 保護者の心理的な負担の軽減 ●

取組名	取組内容
就学相談	○ 認定子ども園等において、関係機関と連携し、保護者の理解を図りながら、特別支援を要する児童・生徒の障害や発達の状態に応じた就学相談を行い、保護者の心理的な負担の軽減を図ります。
教育相談	○ こどもの教育上の問題に関する相談に対面や電話で対応し、保護者の心理的な負担の軽減を図ります。また、学校に相談内容を引き継ぎ、学校と保護者が連携していけるよう助言します。

● 施策の方向4 気軽に集える相談の場づくり ●

取組名	取組内容
アルコールに関する相談	○ 自殺のリスクにつながる可能性のあるアルコール問題を抱える本人や家族等を対象に「アルコール健康相談会」を実施し、同じ悩みを抱える仲間とのつながりを深め、孤立を防ぎます。また、飲酒で問題を抱える人やその家族に参加を勧奨します。
子育てに関する相談	○ 「にこ♡にこひろば」を開設し、乳幼児のいる保護者同士の交流や情報交換、子育てに関する相談の場を設置します。また、出前講座の実施等、ニーズを見極めながら、今後の取組を検討します。

【 基本施策4 】 ～ 支える ～ 自殺を予防する環境づくり

地域の人材や資源を把握、発掘し、地域の多様な関係者が連携、協働して、より実行性の高い自殺予防対策を推進していくことが重要です。

自殺対策の総合的な推進にあたっては、多様な支援制度の活用をはじめ、家庭や地域、学校や企業など、あらゆる場における幅広い自殺対策の推進に向けて、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、自殺対策のネットワークづくりを推進します。

さらに、悲しみや苦しみを抱えている遺族や被災者に寄り添う視点も、自殺対策では重要であることから、支援体制の充実を図ります。

● 施策の方向1 社会参加・仲間づくりの促進 ●

取組名	取組内容
民生委員・児童委員による支援	○ 民生委員・児童委員の活動として、地域住民の悩みや相談に応じた適切な関係機関へつなぎます。
高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	○ 一人暮らし高齢者を訪問し、安否確認等の見守り活動を行う活動を支援し、高齢者の孤立の解消を図ります。 ○ 住民自らが運営する「住民主体の通いの場（百歳体操）」の立ち上げや支援を行い、社会参加による介護予防（フレイル予防）を促進し、閉じこもりや孤食の防止、社会参加の促進、認知機能の低下や「うつ」の防止を図ります。 ○ 高齢者の生きがいづくりと、社会奉仕の場である老人クラブ活動への参加を促進します。また、働く意欲のある高齢者の就労の場であるシルバー人材センターで、培ってきた知識や経験と能力を生かして地域社会に貢献できるよう支援するとともに、登録を促進します。
青少年育成支援	○ 小中学生を対象とした芸術鑑賞を実施し、豊かな感性や想像力を養うとともに、青少年育成関係団体における事業活動を支援します。
市民の文化活動と交流の促進	○ 生涯学習活動において、関係機関と連携等を図り、幅広い年齢層を対象とした各種講座や市民センターまつり等を開催し、市民の文化活動や交流を促進し、文化、芸術の振興、社会福祉の増進に努めます。 ○ 市民の生涯学習の場として、図書館の読書環境を充実させるとともに、読み聞かせ会や物づくり、講座やイベントの開催等、教育、文化事業を推進し、豊かな心の育成を図ります。

● 施策の方向2 関係機関との連携・ネットワークづくり ●

取組名	取組内容
地域自立支援協議会による支援	○ 地域自立支援協議会で多職種、多機関が連携して医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関とのネットワークを構築し、障害のある人の地域生活を支援します。
家庭問題に関する児童・生徒への支援	○ 不登校に限らず、様々な家庭で問題を抱えている児童・生徒に対する支援について、関係機関と連携して情報を共有し、問題の解決を図ります。

● 施策の方向3 遺族や被災者等への支援 ●

取組名	取組内容
遺族への支援	○ 県や関係機関と連携し、遺族の交流や相談支援等、必要な情報を提供し、自死遺族等を支援します。
被災者のメンタルヘルス対策	○ 地域防災計画に基づき、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。

● 施策の方向4 各種制度等に基づく支援 ●

取組名	取組内容
DV被害者対策	○ DVに対する正しい理解を深めるため、市の広報紙やホームページ、パンフレット等、様々な媒体を活用した周知及び啓発活動を実施します。また、相談業務について、江田島市同様の小規模自治体等の状況も参考にしながら、新たな相談業務の在り方を検討します。
外国人市民への支援	○ 外国人市民を対象とした日本語教室を開催し、生活上必要な日本語の習熟を高めるとともに、地域への参画を促進し、孤独の解消に努めます。また、今後の在留資格についての状況をみながら、日本語教室の実施方法や内容等について、地域のニーズに合った内容を模索し、実施していきます。

取組名	取組内容
無料職業紹介所の運営支援	○ 江田島市社会福祉協議会と連携し、市内でハローワークと同じ機能を持つ無料職業紹介所の運営を支援し、事業所、市民双方へ情報を提供します。
生活関連資金の低利融資	○ 労働者の生活の安定と福祉の向上を図るため、地域の金融機関への預託を通じて、生活関連資金を低利で融資します。また、市内在住者や市内勤務者に対する周知を図り、利用を促進します。
企業等への支援	○ 市商工会の会員企業等を対象に、金融機関からの設備資金や運転資金の借入金を補助します。また、補助の周知とともに、商工会員になるメリットを市内事業者にも周知し、会員数の増加を図ります。 ○ 市内での創業や新商品開発にチャレンジする事業者等を対象に、必要な経費の一部を補助します。また、支援後は新店舗や新商品の周知の場を提供し、市内での新たな取組を支援します。
公営住宅使用料の滞納防止	○ 公営住宅の家賃の減免や収入区分の見直しの勧奨を行い、滞納の初期段階にある滞納者の滞納額の累積を未然に防止します。
こども・子育て支援	○ 「江田島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子育て支援事業の推進を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点で要保護児童や要支援児童となる前の段階で支援につながる体制を整備するとともに、関係機関と連携を密にして、児童虐待の防止、早期発見、早期対応ができる体制を強化します。
ひとり親家庭への支援	○ 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等、制度に基づく多様な経済的支援を行い、ひとり親家庭の経済的な自立に向けて支援します。
道路の適切な維持管理	○ 草刈りや清掃業務、危険箇所の点検等を実施し、適切な道路の維持管理に努めるとともに、ホームレスや社会的弱者のたまり場とならないように努めます。
就学のための支援	○ 経済的困難を抱えている保護者を対象に、就学援助制度により、学用品費や給食費等を支給し、保護者や児童・生徒の経済的、心理的負担の軽減を図ります。また、必要に応じて相談先等の情報を提供するとともに、学校と連携して、就学援助を必要とする家庭の把握に努めます。

取組名	取組内容
放課後児童クラブ	<p>○ 仕事等で日中保護者が家庭にいない小学生を対象に、授業終了後等に預かり、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）を実施します。また、支援員の確保に努めるとともに、支援員に必要な知識や技術を身に付けるための研修を実施します。</p>